

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市水道施設工事負担金規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成28年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道施設工事負担金規程の一部を改正する規程

生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が認めるときは、工事負担金の一部を徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市水道施設工事負担金規程の規定は、平成28年7月1日以後の工事の申請に係る工事負担金について適用し、同日前の工事の申請に係る工事負担金については、なお従前の例による。